

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月

私は、退職後、離職届を持って市役所へ行き国民年金の加入手続をした。その時、国民年金保険料の免除を希望し、申請手続きをしたはずなので、申立期間の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年2月の退職後、市役所へ赴き国民年金に加入したと述べているところ、市の電算記録及び申立人の手帳（メモ）を見ると、申立人の主張どおり、上記退職後間も無く国民年金加入手続を行ったことが確認でき、この時、申立人が主張するように申立期間に係る免除申請を行うことは可能であった。

また、申立人は国民年金保険料を納付することが困難な状況であったことから、上記加入手続と同時に保険料免除申請手続きを行ったと述べているところ、申立期間後の国民年金加入期間に係る保険料はすべて免除されていることから、申立期間についても保険料を免除される要件を満たしていたものと考えられる。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間後の保険料免除申請については、いずれも年度当初に励行していたことも確認でき、申立期間についても同申請手続きを行っていたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月、同年5月及び37年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月及び同年5月
② 昭和37年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、個人事業のため将来を考えて国民年金に加入し、当初の保険料は、町内会の役員が集金に来たので夫婦まとめて納付した。また、昭和39年の新店舗設立の準備で忙しかったため、保険料を納付していなかった期間があったが、引っ越したころ、社会保険事務所（当時）に行き、夫婦二人分の保険料をまとめて納付し、その後は主に夫が市役所へ納付した記憶があるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年11月に連番で払い出されていることから、このころ、申立人夫婦は国民年金加入手続を行ったものとみられ、昭和36年度分の国民年金保険料を現年度納付することが可能であった上、36年6月から保険料を納付しながら、申立期間①の2か月分のみの保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人夫婦は、申立期間を除き、60歳到達まで保険料を未納無く納付しているほか、付加保険料の納付や、前納も見られることから、保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人夫婦は、新店舗設立の準備等により納付していなかった昭和37年度以降の保険料について、昭和39年7月の転居を契機として社会保険事務所へ赴き、37年度及び38年度の保険料をさかのぼって納付し、その後は市役所へ納付した等、申立期間②当時の過年度納付及び現年度納付に係る記憶を比較的明確に覚えている上、申立人の戸籍等により、39年7月に住

所変更されていることが確認できるほか、申立人が保険料を納付したとする社会保険事務所についても、この当時、申立人の供述する場所に所在していたことが確認できるなど、申立人の主張に不自然な点も無く、申立内容は信憑性が高い。

加えて、申立人夫婦は、保険料の納付について、夫婦同時に行っていたと述べているところ、国民年金手帳の印紙検認記録から夫婦同日に保険料を納付していたことが確認できる上、申立期間②のうち、昭和40年4月から42年3月までについては、夫の保険料は納付済みとされていることから、申立人の保険料についても同時に納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月、同年5月及び37年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月及び同年5月
② 昭和37年4月から40年3月まで

私たち夫婦は、個人事業のため将来を考えて国民年金に加入し、当初の保険料は、町内会の役員が集金に来たので夫婦まとめて納付した。また、昭和39年の新店舗設立の準備で忙しかったため、保険料を納付していなかった期間があったが、引っ越したころ、社会保険事務所（当時）に行き、夫婦二人分の保険料をまとめて納付し、その後は市役所へ納付した記憶があるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年11月に連番で払い出されていることから、このころ、申立人夫婦は国民年金加入手続を行ったものとみられ、昭和36年度分の国民年金保険料を現年度納付することが可能であった上、36年6月から保険料を納付しながら、申立期間①の2か月分のみの保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人夫婦は、申立期間を除き、60歳到達まで保険料を未納無く納付しているほか、付加保険料の納付や、前納も見られることから、保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人夫婦は、新店舗設立の準備等により納付していなかった昭和37年度以降の保険料について、昭和39年7月の転居を契機として社会保険事務所へ赴き、37年度及び38年度の保険料をさかのぼって納付し、その後は市役所へ納付した等、申立期間②当時の過年度納付及び現年度納付に係る記憶を比較的明確に覚えている上、申立人の戸籍等により、39年7月に住

所変更されていることが確認できるほか、申立人が保険料を納付したとする社会保険事務所についても、この当時、申立人の供述する場所に所在していたことが確認できるなど、申立人の主張に不自然な点も無く、申立内容は信憑びよう性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 3 月に事業を興し国民年金の資格を取得した。54 年 4 月に厚生年金保険に切り替わるまで夫婦共に国民年金に加入していた。私の保険料を納付していた妻は、未納や未加入は無く 54 年 4 月に厚生年金保険に移行しているのに対し、私の記録は厚生年金保険に移行する前の 1 年間で未加入となっている。申立期間が欠落しているのは不自然であり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が経営する事業所が昭和 54 年 4 月 13 日をもって厚生年金保険の適用事業所となるまで、夫婦共に国民年金に加入していたと述べているが、オンライン記録によれば、53 年 4 月 13 日に国民年金被保険者資格を喪失したとされ、申立期間は未加入期間とされている。

しかしながら、強制加入被保険者であった申立人が、昭和 53 年 4 月 13 日をもって国民年金被保険者資格を喪失する理由は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳でも、当該資格喪失日は、申立人の主張どおり 54 年 4 月 13 日と記載されていることから、申立人の被保険者資格喪失に係る事務処理に過誤があったことが考えられる。

また、夫婦の国民年金に係る手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間に係る被保険者資格を有しており、保険料も納付済みであることから、夫婦のうち申立人のみ申立期間が未加入とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻は、国民年金加入期間において保険料の未納は無く、

同期間の大半は前納しているなど、保険料の納付に対する意識が高かったこともうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年1月24日、資格喪失日に係る記録を同年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月24日から同年7月27日まで

昭和37年1月から同年7月までの期間、A事業所B工場に臨時雇用として勤務した。A事業所に当時の厚生年金保険の記録を照会したところ、健康保険組合に加入していた資料の提出を受け、厚生年金保険の資料は無いとの回答であった。

健康保険組合の被保険者となっていれば、当然に厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」並びにA事業所が提出した失業保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人は、申立期間にA事業所B工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間前後にA事業所B工場で給与計算事務を担当していた複数の元従業員は、「給与から健康保険料を控除していれば、厚生年金保険料についても当然に控除しているはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した「健康保険被

保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、C共済組合員として掛金をA組合により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC共済組合における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、A組合は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年4月1日まで

申立期間について、年金記録を確認したところ、空白があるとの回答を得たが、昭和35年9月からB事業所の関連事業所であるA組合へ移籍し、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間をC共済組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された職員名簿及び複数の同僚の証言から、申立人は昭和35年9月1日から48年10月31日までの期間、同組合に在籍していたことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の記録から、申立人はA組合において、昭和35年9月1日に被保険者資格を取得し、48年11月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A組合の事務担当者は「申立人の業務内容については承知している。当時の事業主は死亡しており、当時の事務担当者とは連絡が取れないため、C共済の適用、保険料控除について確認できないが、申立人は他の従業員同様、健康保険とC共済にセットで加入していることが妥当であると考え。」と回答している。

加えて、オンライン記録から、A組合において、申立期間前に健康保険被保険者資格を取得している3名は、当該資格取得日がC共済組合の組合員資格取

得日と同一年月日であることが確認できる上、「入社日と健康保険及びC共済の加入日は一致している。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、C共済組合員として掛金をA組合により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和35年9月1日の健康保険の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の掛金の納付義務の履行について、A組合は「申立てどおりの届出をしておらず、掛金を納めていない。」と回答しており、C共済組合には、申立人が昭和36年4月1日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る申立期間の掛金の納入の告知を行っておらず、A組合は、申立人に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA事業所B支店における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、170円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年3月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年3月15日まで
(A事業所B支店)
② 昭和21年3月15日から同年4月1日まで
(A事業所C支店)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間にA事業所(申立期間当時は、D事業所)B支店及び同事業所C支店で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所B支店に在籍し、その後、同事業所C支店に異動し退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所C支店が提出した人事記録によると、申立人は、D事業所B支店に在籍していたことが確認でき、オンライン記録から、当該期間にA事業所B支店で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚は、「申立人のことを覚えている。申立人は、自分と同じD事業所B支店E出張所で所長として働いていた。当時、A事業所はD事業所という名称だった。」と証言していることから、申立人は、申立期間①においてD事業所B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人の名字の一文字である「F」が「G」となっており、申立人の名前である「H」のふりがなが音読みで記載されているものの、生年月日が申立人と同じ記録が発見され、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和19年10月1日で、喪失日が21年3月15日と記載されている。なお、当該オンライン記録では、事業所名は不明であるが、厚生年金保険の記号番号はD事業所B支店があったとされるB県で払い出されていることが当該記号番号の数字から確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の名字の一文字である「F」が「G」となっているものの、生年月日が申立人と同じ記録が発見され、当該記録では、D事業所における被保険者資格の取得日が昭和19年6月1日（厚生年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の昭和19年10月1日以降の期間）で、喪失日が21年3月15日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳は申立人に係る記録であると推認でき、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、21年3月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、170円とすることが妥当である。

申立期間②について、A事業所C支店が提出した人事記録から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和21年3月15日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所C支店における昭和21年4月の社会保険事務所の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成12年10月から13年9月までは62万円、同年10月から14年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで

ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた申立期間当時の標準報酬月額が所持している給与明細書の総支給額より低額となっていることが分かった。

給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年10月から13年9月までは62万円、同年10月から14年9月までは59万円と記録されていたところ、14年9月24日付けで、12年10月から13年9月までは30万円、同年10月から14年9月までは26万円にさかのぼって標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間当時、役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所の代表取締役は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員の指示に従って健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成14年9月24日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報

酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 12 年 10 月から 13 年 9 月までは 62 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要であると認められる。

静岡厚生年金 事案 1075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月2日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当時、同一企業内のB工場からC工場に転勤した時期であり、A社B工場では昭和39年4月1日まで勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人の在籍証明書、申立人が提出した退職金計算書及び同社B工場の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年4月2日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和39年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和39年4月2日とすべきところ、同年3月31日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。
申立期間当時は同一組織内で転勤した時期であり、A社に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、在職証明書、人事記録及び給与支給明細書控から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和62年4月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書控の保険料控除額及びオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日の記載を昭和62年4月1日とすべきところ、同年3月31日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 60 年 8 月まで

私は、申立期間の国民年金への加入、保険料の納付に関する記憶は何も無いが、国民年金保険料を納付していたと思うので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する明確な記憶は無いと述べており、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間は未加入期間とされており、申立人に対して申立期間の保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月6日から28年4月1日まで
② 昭和29年5月1日から30年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A社B事業所において、昭和27年5月から共済組合の年金記録が確認できる30年7月1日まで、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元従業員の年金記録を管理しているC年金基金から提出された申立人に係る職員名簿及び勤務に関する記録から、申立人が、申立期間①においてA社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、A社B事業所は、昭和28年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。なお、当該被保険者名簿によれば、申立人は、当該事業所において同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年5月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人が同僚として氏名を記憶している複数の者の申立期間①当時における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、上述の同僚のうち、上述の被保険者名簿により、昭和28年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる総務事務を担当していた者は、申立期間①について、「自分が厚生年金保険に加入していないことを記憶している。」と述べている。

さらに、C年金基金の担当者は、「申立期間①について、申立人は、厚生年金

保険に加入していないため、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

申立期間②について、C年金基金から提出された申立人に係る職員名簿及び勤務に関する記録から、申立人が、申立期間②においてA社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、C年金基金の担当者は、「申立期間②において、申立人は、申立人の勤務に関する記録により、臨時作業員として勤務していたことが確認できる。臨時作業員を乙種組合員として共済組合に加入させることになり、申立人は、昭和29年5月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。乙種組合員は、短期給付（健康保険）のみの適用で、長期給付（年金給付）の適用となっていなかった。乙種組合員が、厚生年金保険に加入することはなかったと考える。」と述べている。

また、申立人が同僚として氏名を挙げている者に、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿の記録において、氏名が見当たらない者が複数見受けられる。

さらに、上述の同僚のうち、上述の被保険者名簿で氏名が確認できる2名の者は、申立人と同日（昭和29年5月1日）に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1078 (事案 613 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から30年12月31日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金の支給記録の訂正につながる主張があるので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年12月31日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる厚生年金保険被保険者期間を2年以上有する者13名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち9名について厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から10日後の31年1月10日に支給決定がなされているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「私と同じ職場に勤務していた同僚が、厚生年金保険を受け取っているため、私も脱退手当金が支給されていないはずだ。」と主張しているが、オンライン記録では、当該同僚は脱退手当金が支給された記録となっていることが

確認でき、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 60 年 11 月まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間について、A事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人がA事業所において一緒に勤務していたと記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者記録が、B事業所（A事業所及びB事業所は同一事業主）において確認できるため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 58 年 4 月 4 日から 61 年 2 月 21 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名はない。

さらに、A事業所に照会したところ、「申立期間当時、A事業所に勤務していた従業員をB事業所の厚生年金保険に加入させることはあったと思う。しかし、申立期間当時のことを記憶している者がおらず、当時の社会保険の取扱いについては確認ができない。」と回答しており、申立人のA事業所における在籍状況、厚生年金保険の適用状況について関連資料及び周辺事情を得ることができなかった。

加えて、申立期間当時、A事業所の事務を手伝っていたとされる、B事業所の役員は、「社会保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無いと考える。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月16日から同年8月20日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成7年6月29日に開催されたA事業所の株主総会で取締役を辞任したが、残務整理のため、同年8月20日まで当該事業所で勤務した。」と主張している。

しかし、A事業所の総務担当者は、「申立人は平成7年4月15日にA事業所を退職した後も、顧問として出社したことを記憶しているが、申立人に係る人事及び厚生年金保険関係記録は保存されていないため、厚生年金保険に加入する条件を満たす従業員であったか確認できない。」と証言している。

また、B局に照会したところ、「申立人に係る雇用保険加入記録によれば、申立人はA事業所を平成7年4月15日に離職し、雇用保険の基本手当を受給したことが確認できる。厚生年金保険に加入している者は、雇用保険の基本手当を受給できないことになっている。」との回答を得た。

さらに、オンライン記録により、社会保険事務所は平成7年5月8日に、申立人の健康保険被保険者証を回収していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 21 日から 37 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A 事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人のA事業所での勤務期間を記憶している同僚はおらず、当該事業所の責任者であった元工場長及びその妻（元従業員）に聴取したものの、申立人のことを記憶していないため、申立人の勤務期間を特定することはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚のうち、一部の者についても、申立人同様、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない者が確認でき、別の同僚の一人は、「自分は当初、アルバイトのような身分で働き、厚生年金保険に入っていなかった。」と証言していることから、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とは連絡が取れず、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況等に係る資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 39 年 6 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和58年9月まで国民年金保険料の納付を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月4日から22年5月1日まで
社会保険事務所(当時)に照会したところ、昭和21年5月4日からA事業所に勤務していたにもかかわらず、22年5月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得している旨の回答を得た。しかし、21年5月4日から勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所を退職した昭和25年ごろに書いたとしている随想集の記載から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で働き始めた当時、既に勤務していたと記憶する複数の同僚は、申立期間中又は申立期間後に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所では、勤務開始日が厚生年金保険の資格取得日と同日でないことがうかがえる。

また、オンライン記録から、上述の複数の同僚は既に亡くなっていることが確認でき、申立てに係る証言を得ることはできなかった。

さらに、B事業所(A事業所の後継組織)は、「昭和34年に始まったC共済の時期でさえ、勤務を始めた当初は見習扱いということで社会保険に加入させない期間があった。申立人が勤務開始後1年間、年金記録が無いのは、見習扱いとして社会保険に加入させなかった可能性がある。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 15 日から平成元年 10 月 1 日まで

申立期間について、私が勤務していたA事業所に係る標準報酬月額は、給与支給額に見合う標準報酬月額に比べて著しく低額であることが分かったので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 46 年 1 月、47 年 3 月から同年 11 月までの期間、55 年 8 月、60 年 9 月、同年 12 月、61 年 11 月、62 年 2 月、63 年 2 月及び平成元年 3 月の給与支払明細書並びに 57 年 1 月から同年 3 月までの給与支払証明書から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与額を得ていたことは確認できるものの、当該期間（昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 9 月を除く。）の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの給与支払証明書及び 60 年 9 月の給与支払明細書では、厚生年金保険料控除額を確認することができず、申立期間のうち、給与支払明細書等の関連資料を所持していない期間については、厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所が加入していたB健康保険組合も解散しており、C事業所の元事業主（A事業所に加入し、申立人に係る厚生年金保険の届出等について権限があったとされる者）は亡くなっていることから、申立期間当時の標準報酬月額の届出等について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオン

ライン記録上の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。